

# 誰にとっても大切な 人権について考えよう



## 12月4日～10日は人権週間です



国際連合は、1948年（昭和23年）12月10日に世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の目標として、世界人権宣言を採択しました。

また同連合は、1950年（昭和25年）12月4日に世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と決めました。

日本においても毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日まで）を「人権週間」として、全国的に人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動が行われています。

一人ひとりがお互いの違いを認め、お互いの人権を守ることが大切です。すべての人の人権が尊重されるまちを私達みんなで築いていきましょう。

みなさんもこの機会に今一度、「大切な人権」について考えてみませんか。

### 【人権について悩んだときは人権相談をご利用ください】

12月の人権相談日（人権擁護委員による面接相談。予約不要）

相談日	時間	相談会場
12月 5日（水）	午前9時～正午	菟田野人権交流センター
12月 6日（木）	午前9時～午後3時	宇陀市役所
12月12日（水）	午前9時～正午	室生振興センター
12月17日（月）	午前9時～正午	大宇陀地域事務所
12月19日（水）	午前9時～正午	宇陀市役所

### その他電話による相談窓口

みんなの人権110番	0570-003-110（全国共通ナビダイヤル）	受付時間：平日 午前8時30分 ～午後5時15分
子どもの人権110番	0120-007-110（全国共通フリーダイヤル）	
女性の人権ホットライン	0570-070-810（全国共通ナビダイヤル）	